

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業費（歩道設置）					
地区名	一般国道 151号 歩道設置工事					
事業箇所	豊川市一宮町地内					
事業のあらまし	国道 151 号は、豊橋市と新城市、飯田市とを結ぶ幹線道路であり、交通量も多く大型車の比率も高いので、用地買収を行い、歩道を設置した。					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>歩道を設置して、歩行者を安全に通行させる。</p> <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する）</p>					
事業費	事業費		内訳			
	0.3億円		□工事費 0.07億円、□用補費0.17億円、□その他 0.06億円			
事業期間	採択年度	平成18年度	着工年度	平成18年度	完成年度	平成20年度
	事業内容					
用地買収 185 m ² 、歩道設置工事（L=57m、W=3.25m）						
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>L=57mの区間に歩道を設置して、北側の既設歩道と接続した。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>歩行者が安全に通行できるようになった。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>【達成状況に対する評価】</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	初期の事業目的を達成しているため、今後の事後評価は不要。					
改善措置の必要性	初期の事業目的を達成しているため、改善措置は不要。					
同種事業に反映すべき事項	一般的な工法で施行されているため、同種事業に反映すべき事項はない。					